

食品安全モニターからの報告（平成20年9月分）について

食品安全モニターから9月中に、55件の報告がありました。

報告内容	
<意見等>	
・ 食品安全委員会活動一般関係	5件
・ リスクコミュニケーション関係	2件
・ 食品添加物関係	1件
・ 農薬関係	2件
・ 食品衛生管理関係	36件
・ 食品表示関係	5件
・ その他	4件

(注) 複数の分野に関する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

- 食品関係業務経験者
 - ・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
 - ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方
- 食品関係研究職経験者
 - ・現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方
- 医療・教育職経験者
 - ・現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方
- その他消費者一般
 - ・上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

○ 緊急時の食品安全委員会の対応について

私の知る限り、今月、一連の食品事故の中で、食品安全委員会の名前や、メンバーの顔・コメントがメディアに出てきたことはない。また、汚染米問題の政府対策チームも、あくまで政治家主導の組織だ。中立・専門的な第三者機関である食品安全委員会こそが前面に出てきて国民に説明をし、事態の把握・收拾を行う中心になるべき組織だと思う。

(北海道 男性 39歳 食品関係業務経験者)

○ 今後における食品安全委員会の所掌業務の拡大と強化について

食品安全委員会は、食品安全基本法全般を統括し、食品の安全を確保する組織に強化することを望む。さらには、人の健康、動物の健康、植物の健康、環境の健康や予防原則も含めることで、一般消費者の食の安全に関する不安や不信を取り除き、日本の食の安全確保のシステムを確立していただきたい。

(香川県 女性 63歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

今年1月の中国産の冷凍ギョウザによる薬物中毒事案などの反省に基づき、薬物混入事案のように関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案に対しては、内閣府国民生活局が事務局となり、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制を整備しています。御指摘の一連の事案に関して、食品安全委員会もこの枠組みにおいて、関係府省庁と連携を取りながら対応しております。

特に、食品安全委員会はリスク評価機関として、科学に基づいて客観的かつ中立公正な立場から、緊急事等における危害要因についての科学的な情報を迅速にホームページで提供するほか、消費者団体等との意見交換会を実施しております。これらを通じて、自治体や企業など、関係機関においても食品安全委員会が提供した情報を活用していただく機会が増えていると思っておりますが、さらに分かりやすい情報の提供に努めてまいります。また、中国における牛乳へのメラミン混入事案に関連し、メラミン等による健康影響について最新の科学的知見を取りまとめ、ホームページで公表するとともに臨時のメールマガジンを発行するなど情報提供を行っています。さらに、中国産冷凍いんげん及び非食用の事故米穀から検出された農薬・かび毒等の概要についての情報提供や食べ物による窒息事故への注意喚起につきましても、ホームページを通じ速やかな情報提供に努めているところです。

なお、政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案を始めとする消費者庁関連三法案を今国会に提出しています。消費者庁創設後においては、消費者庁が食品の安全を守る司令塔となり、食品安全行政が一体的に推進されるよう機能することにより、食品の安全の確保に努めることとしています。

[参考]

○食品安全委員会

「中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報について」

<http://www.fsc.go.jp/emerg/melamine.html>
 「中国産冷凍いんげんから農薬が検出された事案に関する情報」
 ジクロスボスの概要 <http://www.fsc.go.jp/emerg/dichlorvos.pdf>
 ジクロスボスのハザード情報シート <http://www.fsc.go.jp/emerg/6.pdf>
 「事故米穀の不正規流通事案に関する情報について」
<http://www.fsc.go.jp/emerg/jikomai.html>
 「食べ物による窒息事故を防ぐために」
http://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

○ 食品安全モニターの資格について

食品安全モニターになるための資格要件が高いので、もっと門戸を開くべきだという意見があるが、反対である。食の領域に高度な科学技術が関与する現在には、高い専門性を持ったモニターを採用するべきで、むしろ敷居が高くなるのは仕方がない。
 (千葉県 男性 33歳 医療・教育職経験者)

○ モニター担当分野制度の導入について

現行の食品安全モニター制度では、各人が取り扱う食の領域が広く、抽象的な意見が多くなるという問題がある。畜肉、魚介類、野菜、加工食品など担当分野制度を導入することで、有益な情報がモニターから提供されるものと期待できる。

(千葉県 男性 33歳 医療・教育職経験者)

○ 海外食品安全モニターの確保

輸入された食品の安全性に問題が多い。問題を大きくしている要因のひとつは、情報の収集および開示が遅いためである。わが国で、海外での食について迅速に情報を得る実現可能な方法として、海外に邦人の食品安全モニターを配置することを提案する。

(千葉県 男性 33歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニターの運営やあり方等について御意見有難うございます。

食品安全モニターの皆様方には、日常の生活を通じ、食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品に関する安全性などについて御意見をいただくこととともに、食品の安全性の確保に関しても御意見などをお寄せいただくことから、食品に関する一定の知識や業務経験、資格などをお持ちの方を対象としています。また、食品安全委員会が発信する情報を日常の生活を通じて、可能な範囲で地域の方々に伝えていただき、地域での反応、声を踏まえた意見・情報などを寄せていただくなど、委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡し的な役割もお願っています。

したがって、御指摘のように「担当分野制度を導入する」という考え方もございますが、上記のように、食品安全モニターの皆様方には、日常の生活を通じて幅広い御意見をお寄せいただくため、担当分野を設けていないところです。また、食品安全委員会では、海外のリスクコミュニケーション専門家の方々などを招聘し、意見交換会等を開催して海外情報の収集・提供に努めるほか、米国食品医薬品庁(FD

A) や欧州食品安全機関（E F S A）などの外国政府機関、世界保健機関（WHO）などの国際機関の発表・公表情報ホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、食品の危害要因となる物質や事柄についての科学的情報などをホームページに随時掲載等を行っておりますので、海外に食品安全モニターを配置しておりません。

なお、食品安全委員会では、本年7月に設立5周年という節目を迎えたことから、これまでの5年間の実績を総括し、食品安全モニター選考等の見直しも含めて委員会の業務の改善に向けた検討を行っているところであり、今年度内に最終取りまとめを行う予定です。

[参考]

○食品安全委員会

「食品安全委員会の改善に向けた検討について」

第250回食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai250/index.html>

第253回食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai253/index.html>

第259回食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai259/index.html>

2. リスクコミュニケーション関係

○ 食品安全委員会による啓発用教材について

食品安全委員会で啓発用DVDを用意していると聞くが、その入手方法がきわめてわかりにくい。この点について、ホームページの工夫の必要がある。また、食に関する教育は一過性であってはいけない。成果を急に求めるのではなく、可能なことから着実に積み重ねればよい。

(千葉県 男性 33歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食品の安全性について皆様に御理解をいただくため、リスク評価結果等の内容をわかりやすく解説した以下のようなDVDソフトを制作しております。

- ①気になるメチル水銀～妊娠中の魚の食べ方～
- ②気になる農薬～安心して食べられる？～
- ③遺伝子組換え食品って何だろう？～そのしくみと安全性～
- ④21世紀の食の安全～リスク分析手法の導入～
- ⑤リスクコミュニケーションツール 何をどれだけ食べたらよいか？考えるためのヒント～一緒に考えよう！食の安全～
- ⑥気になる食品添加物
- ⑦よくわかる！食品安全委員会～食品の安全性をどう守るの？～

これらについては、これまで季刊誌やホームページを利用して御案内してきましたが、ホームページについては御指摘のとおり改善の余地があり、現在、その改善に努めているところです。

まず、ホームページで閲覧できるDVDを分りやすくお知らせするために、トップページに各種DVD映像配信の見出しを掲載しました。現在上記の②、③、⑤、⑥の

4本については、そこから閲覧頂けます。また、各種DVDの貸出申込みの見出しも掲載しました。申込用紙に御記入のうえ、FAXで送信頂ければ、どなたにでもお貸しすることができます。

「配信映像」、「貸し出しのご案内」

<http://www.fsc.go.jp/osirase/2010dvd-sashidashi.pdf>

今後ともより分かりやすい情報提供を心がけるとともに、これらの内容については広く周知してまいります。

○ リスクコミュニケーションの推進について

こんなにも食の安全が見直されている今だからこそ、食品安全委員会がリスクコミュニケーションの推進に力を入れていることを、もっと多くの人々に知ってもらう必要があると思う。一部の人に限らず、多くの人々に知ってもらうため、栄養士や調理師をはじめ、食に関わる人々の参加を促すことは、食品安全委員会の活動を、人々に広めるチャンスとなると思う。

(大阪府 女性 26歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

このたびは、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

食品安全委員会では、国民の皆様とのリスクコミュニケーションが重要であるとの認識の下、皆様の関心が高いリスク評価の内容等について、全国各地で意見交換会を開催するほか、審議結果案に対する情報・意見の募集、食の安全ダイヤルによる問合せ対応、ホームページによる情報発信、季刊誌の発行など、関係者間における情報や意見の交換につながる様々な取組みを行っています。また、食に関するイベントに出展するなど、様々な機会を利用してより多くの方々に食の安全について考えていただく取組みを行っているところです。

御指摘のように、職業として食に関わっている方々からリスクコミュニケーションへ参加していただくことは、国民の皆様に食品安全委員会の活動等を広めていただける良い機会であると考えております。現在、自治体等からの要請に応じてシンポジウムにおける講演等に講師を派遣していますが、今後とも積極的な講師派遣と関係者へ各種講座及び意見交換会等への参加を呼びかけるなど、食品の安全性確保に関する考え方の普及・啓発に努めてまいります。また、家庭科教員の方々の研修や栄養士等養成学校への講師派遣等に対応することについても広く周知をしてまいります。

3. 食品添加物関係

○ 誤解を与えるおそれのある食品添加物の説明について

食品添加物について「誤解に基づく不安」を訴える人が絶えない。季刊誌「食品安全」特別編集号に、「食品添加物は使わなくて済むなら使わない方がよい、というのが基本です」という記載がある。このような表現は食品添加物は安全性に問題があるのでないかとの誤解を引き起こすのではないか。

(神奈川県 男性 67歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

季刊誌「食品安全」vol.3 及び特別編集号では、食品安全委員会がどのようにリスク評価を行っているかについて、食品添加物を事例に紹介しております。御指摘の記述につきましては、加工や保存性、嗜好や栄養面での有用性が認められる場合に、安全性を十分に確保した上で、限定的に用いられるべきものとの認識の下に記述しております。当該季刊誌の文中にありますように、食品添加物は、食品衛生法において「人の健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が定めるもの以外は使用が認められていないことを前提として、適正な管理の下、適正に使用されることが、人の健康の保護が最も重要であるという食品安全基本法の理念を実現するためにも必要なことであると考えております。

[参考]

○食品安全委員会

「季刊誌『食品安全』」

<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi.html>

4. 農薬関係

○ 一律基準値違反の報道について

一律基準値違反事件の違反濃度の発表は、慎重にしてほしい。ADIに比較して何ら障害の恐れがない場合は、違反倍率ではなく、ADI比を発表すべきである。消費者の無用な心配と市場の混乱を避ける工夫がほしい。

(山梨県 男性 66歳 食品関係研究職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省としては、残留農薬等の一律基準違反に限らず、食品衛生法において定める基準値等を超過する事例の報道発表等においては、違反倍率を公表している訳ではなく、当該食品の健康に与え得る影響についても公表しています。具体的には、基準値等を超過して検出された物質のADIやTDIに照らして、当該検出濃度の物質を含む食品を毎日食べ続けたとしても健康影響が懸念されない量を示しているところです。引き続き、適切な情報提供に努めてまいります。

○ 農薬の不正取引・不正使用について

食生活改善普及員の研修会で、食品安全委員会著作のDVD「気になる農薬」を使用した。ポジティブリスト制になり、農薬の安全性について、消費者の理解も広がりつつあるが、その反面、農薬の不正取引、不正使用についての状況が把握されているのかが気になった等の感想が寄せられた。

(茨城県 女性 49歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、農薬取締法に基づき、農薬登録申請の際に提出された作物残留

性試験成績を厳正に検査し、残留基準値を超えない範囲で農薬の使用基準(使用量、使用時期、使用回数等)を定め、使用者に対して使用基準を遵守するよう義務付けています。また、平成15年度より、使用基準の遵守状況について、毎年調査を行っておりますが、平成15年以降、使用基準違反があった農家数は、対象農家の1%未満にとどまっている状況です。

御報告いただいたような農薬の使用につきましても、日頃から、都道府県を通じて情報収集に努めております。今回の事案も、詳細な状況を把握した上、必要に応じて適切な指導を行ってまいります。

5. 食品衛生管理関係

【事故米に関する食品安全委員会への意見等】

○ 食品安全委員会の「事故米転売事件」対応について

食品事故・事件がマスコミで報道される時は、不正確な情報・表現で国民・消費者の不安を煽ることが多く、マスコミはそれを狙った表現を競っています。正確な情報を伝え、不安を払拭し、冷静な対応を求めるためにやはり必要なのは、国民・消費者向けのわかりやすいQ&Aだと思います。そこで、食品安全委員会の出番です。安心を確認したい消費者向けの的確なQ&Aを作成し、マスコミを通じて迅速に公開すべきと思います。

(福岡県 男性 58歳 食品関係業務経験者)

○ 事故米転売について

事故米など食用とならない食材を工業製品として使用するならば、担当は食品を扱う農林水産省ではなく、他の省庁を担当にはできないのであろうか。また、このような時に食品安全委員会から安全情報をタイムリーに流してほしいと思った。

(東京都 女性 44歳 医療・教育職経験者)

○ 食品安全委員会の重要性について

今回の事故米転売の事件は、通報を受けたのが農林水産省、調査しているのも、事件の原因を作り長期間見逃していたのも、農林水産省である。我が国の食の安全確保のために食品安全委員会の重要性が再認識させられる。その科学的に中立な評価は有効に活用されてこそ価値がある。食品安全委員会が有効に機能することを切に願っている。

(茨城県 女性 49歳 その他消費者一般)

○ カビ毒や農薬で汚染された有害米の実態を知りたい

カビ毒や農薬で汚染された有害米が食用に転売されていた問題の波紋が広がっている。ここは食品安全委員会が中心となって、国民の安全確保に努めてほしい。リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションとなすことは多く、緊急の対応を希望する。

(熊本県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

事故米穀の不正規流通事案につきましては、9月5日の農林水産省の報道発表を受け、事故米穀から検出されたメタミドホス、アフラトキシンB1に関する科学的な

名古屋市を除く愛知県の小中学校などで、過去5年間に45万食ものオムレツに、カビ米を原料とするデンプンが使われていたそうだが、この5年間、なぜ発覚しなかったのか。政府は責任を持って、事故米を処分すべきだ。

(大阪府 女性 36歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

事故米の不正規流通問題については、消費者をはじめとする国民の皆様に大変御心配・御迷惑をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

農林水産省が非食用に限定して販売した事故米を販売した相手方の事業者が法令や契約に違反して食用に横流しを行ったことをチェックすることができず、長期にわたって見逃していたことについて、農林水産省として、その責任を痛感しております。

このような問題を二度と起こさないようにするために、

- ① 輸入検疫で問題となった米については、返送又は廃棄し、国内に流通させないこと
- ② 保管中に生じた事故米の廃棄処分
- ③ 米流通に関する検査マニュアルの整備
- ④ 米のトレーサビリティーや原料米原産地の表示を含めた米の流通規制の方の見直し
- ⑤ 農林水産省の業務・組織の見直し

等を国民の皆様の納得感やスピード感を重視して取り組んでいるところであり、①から③までについては、既に実施し、④及び⑤については、11月中に骨格をとりまとめることとしています。

今回の事件を深く反省し、農林水産省の職員一人一人が消費者のことを真剣に考え、食の安全を守るとの強い意識を持って、日々の業務を一つ一つ点検し、改めるべきものは速やかに改めてまいります。皆さまの御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

[参考]

○農林水産省

「非食用の事故米穀の不正規流通米について」

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/0809_beikoku/index.html

【厚生労働省からのコメント】

事故米穀の不正規流通事案については、広域性、社会的影響の大きさ等を踏まえ、政府一体となって対応しているところです。

厚生労働省では、関係地方自治体に対して食品衛生法に基づく回収命令等の実施を要請するなど、農林水産省等と連携して対応しています。

○ メラミン混入事件について

中国製品による食の安全を脅かす事件がまた発生した。今度は有害物質メラミン。

本来、食品に混入するおそれのないものだが、品質を良く見せるため、意図的に入れ

②從来の問題発生時における二国間協議のほか、問題発生の未然防止を図るために
輸出国における対日輸出食品の安全対策の検証
などにより、輸入食品の安全対策の強化に努めていくこととしています。

○ ギョウザ食中毒事件の顛末と食品安全委員会の対応について

メタミドホスの混入をめぐり、日中双方が対立していた中国製ギョウザによる食中毒事件は、中国国内で混入された疑いが濃厚となった。ギョウザ食中毒事件は、日本国民の生命にかかわる重大な問題であり、政府は一刻も早く情報を公表して、国民の中国製品への不安解消に努めるべきだったと思う。食品安全委員会の奮起を望む。

(福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

中国産の冷凍ギョウザによる薬物中毒事案については、政府一体となって、①被害拡大の防止、②原因の究明、③再発防止等の検討、に努めております。

食品安全委員会としても、関係機関との連携を密に情報収集とともに、薬物の科学的特性に関する情報やQ&Aについてホームページを通じて情報提供してきたところです。

また、メタミドホスについては食品健康影響評価を行い、その評価結果についても速やかに公表を行いました。

今後とも情報収集を行い、国民の皆様に対して、わかりやすい情報の提供に努めてまいります。

なお、政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案を始めとする消費者庁関連三法案を今国会に提出しています。消費者庁創設後においては、消費者庁が食品の安全を守る司令塔となり、食品安全行政が一体的に推進されるよう機能することにより、食品の安全の確保に努めることとしています。

このような中、食品安全委員会としては、科学に基づいて、客観的かつ中立公正な立場から、これまでどおりその役割をしっかりと發揮していくことが重要であると考えています。

○ ノロウイルス食中毒について

8月に群馬県の温泉旅館において、ノロウイルスによる食中毒が発生した。9月の食中毒多発期を前にして、関係機関に注意を喚起する意味においても、この種の食中毒の再発防止に鋭意努めていただきたい。

(群馬県 男性 72歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、厚生労働省など関係機関と連携し、食中毒等の発生状況について情報収集を行っております。

また、ホームページにおいて、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌などの食中毒に関する注意喚起を行っておりますので、御参考ください。

「食中毒について」

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ 家庭の料理と仕出し弁当の安全性のイメージについて

7月に、子どもが通う中学校で1泊2日の宿泊学習がありました。当初の予定では1日目の昼食をお弁当として自宅から持参することになっていましたが、出発数日前には安全性を考慮し、仕出し弁当に変更となりました。作っている人や場所を想像して食べることができるものは安心感が大きいのではないでしょうか。

(北海道 女性 38歳 食品関係業務経験者)

7. 食品表示関係

○ 食品偽装について

最近の食品に関する事件としては、ありも変わらず、食品偽装があとを絶ちません。食品偽装事件の発生を防止するために、業者に対して営業停止等、もっと厳しい行政処分が必要であると思います。

(奈良県 男性 48歳 医療・教育職経験者)

○ 食品偽装における今後の対策について

依然として食品偽装事件が絶えません。その原因のひとつに各種表示の複雑さや地産地消に目をつけた過熱し過ぎる食品のブランド化があげられます。行政・生産者・消費者が一丸となっての取組や改善が必要である。

(静岡県 女性 32歳 食品関係研究職経験者)

○ 飛騨牛偽装問題について

岐阜県の特産である飛騨牛において、等級の低い牛肉をランクの上質なものとして出荷したり、他の肉を混ぜていた偽装問題が発覚した。こういった事件を減らすには、国や県が検査を行うにあたり、適正な行動が必要で、改善すべき点も考えていく必要がある。

(岐阜県 女性 29歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント〈食品偽装について〉】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品等事業者が食品衛生法上の表示基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことができるほか、懲役刑又は罰金刑が適用されます。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行っているところです。

なお、通知については、下記のホームページで掲載しております。

[参考]

○厚生労働省

「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について（自治体向け）」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1a.pdf>
「食品等事業者に対する監視指導の強化について（関係団体向け）」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1b.pdf>

【農林水産省からのコメント】

食品偽装事件が相次いだことを受け、昨年12月に決定された「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」に基づく、具体的な取組として、

- ① 消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、JAS法の品質表示基準の適用を原料供給者に拡大
- ② 不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省においては、今年4月から東京、大阪及び福岡の各農政事務所に、広域で重大な違反事案に対応するための食品表示特別Gメンを配置（20名）
- ③ 関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置し、監視強化のための情報共有化及び迅速な対応を図ることとし、さらにこうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁（内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関連情報の共有化を推進しています。

また、農林水産省では、食品表示110番や、一般消費者の方に委嘱して日頃の買い物を通じて食品表示の状況を点検していただく「食品表示ウォッチャー制度」を設けており、多くの方々から不適正な食品表示に関する情報提供をいただいております。

これらの取組により、食品事業者がJAS法に違反する事実が判明した場合には、早期に適正化が図られるよう迅速に指示・公表を行っているところであり、これは社会的に極めて厳しいペナルティであるため、偽装表示の抑止効果が大きいものと考えております。

さらに、食品企業の不祥事が相次いで発生している現状を踏まえ、食品業界のコンプライアンス（関係法令の遵守や倫理の保持等）の更なる徹底を図るため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を決定し、信頼性向上のための自主的取組を推進していきます。

これらの取組を通じて、食品表示の監視体制の強化を図るとともに、食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進させ、食に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

○ 加工デンプンの表示について

現在は食品として取り扱われているでん粉が、物質によっては食品添加物扱いとなることが検討されている。今まで「食品添加物を使用していません」とうたっていた商品も、加工デンプンを使用しているものについては、それができなくなる。消費者が混乱しないように、行政の呼びかけが必要だと感じる。

(岐阜県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

化学的処理による加工デンプンは、米国、欧州とともに添加物として取り扱われておりましたが、日本では食品として取り扱われていたため、国際的な整合性を考慮して日本においても添加物として取り扱うこととし、平成20年10月1日に食品衛生法施行規則を改正して、加工デンプン11品目(アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、アセチル化アジピン酸架橋デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、リン酸化デンプン、リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン)を添加物として取り扱うこととした。

しかしながら、事業者における対応に時間がかかるのことを考慮し、平成23年3月31日までに製造、加工又は輸入されるものについては、これまでどおり食品原材料として取り扱うことができることとしておりますので、消費者が混乱をしないよう、その間に食品の表示を切り替える等の対応を行うよう地方自治体を通じて関係業者に周知徹底を図っています。また、厚生労働省ホームページにおいて、情報提供を行っています。

[参考]

○厚生労働省

「加工デンプンの添加物指定について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/info/081001-1.html>

○ 刺身しょうゆの表示について

スーパーで売られている刺身の横にしょうゆがサービスで付いていることがあります。賞味期限、製造場所や会社名が載っていないものもあります。サービス品であっても、買った品物同様に成分をきちんと表示してほしいと思います。

(新潟県 女性 50歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

容器包装に入れられた加工食品であれば、製造所所在地、製造者名などの必要な表示を行う法的義務がありますが、表示可能な容器包装の面積が30cm²以下であれば、省略することが可能です。しかしながら、消費者が分かるよう、可能な限り、製造所所在地などの必要な表示を行うよう指導しているところであります。容器包装に表示することが困難な場合であっても、売り場の立て札で情報を提供するなどの工夫をすることが望まれます。

【農林水産省からのコメント】

商品に添付されるサービス品の調味料等は、一般に商品に付随するものであり、売り物ではないと考えられるため、JAS法上は表示義務対象外です。しかしながら、消費者に適切な情報を提供する観点から、添付するサービス品についても、可能な限り、義務表示項目に係る情報の提供がなされることが望ましいです。

8. その他

以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ 日本与中国との安全面での提携を

日本と中国は、食品を多く流通させている国同士、流通安全面で提携することはできないだろうか。例えば、安全管理面で各国の食品会社を行き来したり、社員の安全管理に関する知識を向上させるプログラムを開発するなどが考えられる。

(秋田県 女性 29歳 その他消費者一般)

○ モラルの欠如に伴う食品偽装等について

昨年は国内業者の偽装問題が、今年に入ってからは、中国製冷凍ギョウザ問題、事故米の流通問題等が発覚した。また、最近番組で紹介されたバナナダイエットの影響で店頭からバナナが消えている。もっと消費者も生産者も加工業者も行政に携わる人も賢くなりたいものだ。

(兵庫県 女性 38歳 その他消費者一般)

○ 「食の信頼向上をめざす会」へ期待

食品や外食、流通業の業界団体などが参加し、食の安全について情報を共有して対応策を話し合う初の協議会が発足しました。集めた情報はホームページを通じて消費者に提供される方針だといいます。食の安全に向けて、たくさんの企業が参加し、消費者が安心して食品を購入できるようにしてほしいと願っています。

(広島県 女性 39歳 医療・教育職経験者)

○ 「ともに考えよう！私たちの食料の未来 in 静岡」に参加して

平成20年9月、「食育が明日の静岡を創る」に参加し、地産地消の推進のために、私たちは今、何をすべきかについて意見交換をした。世界的な食料不足はすぐそこまで来ている。そのため、未来を担う子どもたちに、安全・安心の食料を供給するためには、農業の大切さ、食の尊さを子どもの頃からしっかりと学んでほしいと思っている。

(静岡県 女性 60歳 食品関係業務経験者)

※ 10月31日に行われた第260回食品安全委員会において、資料4「食品安全モニターからの報告（平成20年9月分）について」中3頁の『「食品安全モニターの資格について」、「モニター担当分野制度の導入について」及び「海外食品安全モニターの確保』に対する食品安全委員会からのコメントをより具体的にすることとなったことから、一部修正しています。